

介護認定がなくても

令和8年7月申請受付開始

西東京市  
介護予防福祉用具購入費補助金 利用案内

# 福祉用具 購入費を補助します

要支援・要介護となる前から、福祉用具の利用をすることで、できるだけ長く、自分らしい自立した生活を続けられるよう支援するため、令和8年7月から、事業対象者を対象に福祉用具購入費の一部を補助します。

## 対象者（以下のすべてに該当する方）

- 西東京市在住の満65歳以上の方
  - 介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストにより事業対象者に該当した方
  - 専門職によるアセスメントにおいて、福祉用具の利用が必要と認められた方
- ※福祉用具を利用して3か月後に、簡単なアンケートにご協力いただきます。

## 補助の内容（利用上限額50,000円※自己負担額を含む）

- 対象品目：歩行補助つえ、入浴補助用具、スロープ、歩行器  
※介護保険福祉用具の購入対象品目に限る

- 自己負担額：介護保険による負担割合に準ずる（1～3割）  
例：1割負担の方が5万円の用具を購入した場合、45,000円の補助金が交付されます

## 注意事項

- 購入費の補助は一人につき1回限りです。
  - 購入前に同行訪問アセスメント等を実施し、用具の必要性が認められた場合に補助対象となります。
  - アセスメントを実施する前に購入した物は補助の対象となりません。
  - 対象となるものは、介護保険における特定福祉用具購入の対象品目に限ります。
- ※西東京市内の特定福祉用具販売事業者からの購入品に限ります。

お問い合わせ先：西東京市健康福祉部高齢者支援課介護調整係  
電話：（直通）042-420-2813

# ～手続きの流れ～



チェックリストを受けたことがあり、  
すでに事業対象者の資格を持っている

はい



いいえ



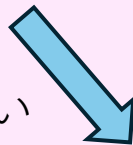
総合事業のサービスを利用したことが  
ない、または、3か月以上利用がない

**チェックリストを実施し、  
事業対象者に該当**

いいえ



はい



担当ケアマネジャー（地域包  
括支援センターの職員）によ  
るアセスメントを実施

同行訪問アセスメントを実施



- ・福祉用具利用の必要性の確認
- ・福祉用具の購入・選定



購入後、補助金の交付申請



補助金の交付  
※決定通知が送付されます

